

打越町内会細則

(目的)

第1条 本細則は、打越町内会会則（以下会則という）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 役員の任期は、同一職責は3期までとする。

2 役員が、職務を行うことができなくなった場合は、交替の役員が決まるまでの間、ほかの役員が、兼ねることができる。

(役員会の議決権)

第3条 役員が、他の役員を兼任する場合は、1つの議決権とする。

(監事及び顧問の役員会・組長会議出席)

第4条 監事は、オブザーバーとして役員会及び組長会議に出席できるものとする。

2 顧問は町内会の運営に協力及び相談に応ずることができる。

(会員の権利行使)

第5条 会員の権利行使は、生計を一つにする世帯単位に代表者を定め、会則第19条の総会における議決権を行使するほか、以下の会則の条文に係わる事項について行使するものとする。

- (1) 会則第9条 役員の被選任権及び選任権
- (2) 会則第12条 役員の解任権
- (3) 会則第13条 会員の出席権
- (4) 会則第15条 臨時総会開催の請求権
- (5) 会則第17条 総会における議長の選出権及び被選任権
- (6) 会則第18条 総会の定足数
- (7) 会則第20条 総会における書面表決権及び委任権
- (8) 会則第36条 長期借入金の同意権
- (9) 会則第37条 会則変更の議決権
- (10) 会則第38条 解散及び残余財産の処分の議決権

(総会の通知先)

第6条 総会の招集通知先（会則第16条）は会員あての回覧文書によることとする。

(業務)

第7条 各部の業務は以下のとおりとする。

- (1) 企画・総務部
 - ア 他の部に属さない行事の企画、会務
 - イ 各種会議の企画、会務
 - ウ 各種の通知及び広報
 - エ 予算の編成
 - オ 他の市民組織との連絡
 - カ その他、いずれの部にも属さない事項

- (2) 福祉部
 - ア 福祉関連事項
- (3) 環境部
 - ア 町内の環境美化
 - イ 保健衛生に関する事項
 - ウ 廃棄物の減量・資源化に関する事項
 - エ 環境の保全に関する事項
- (4) 防災部
 - ア 自主防災組織の充実
 - イ 防災備品の管理
 - ウ 別途「打越町内会防災規約」に定める事項
- (5) 防犯部
 - ア 防犯灯の維持管理
 - イ 防犯、交通安全（防犯パトロール）等に関する事項
- (6) スポーツ部
 - ア 運動を通じた健康作りに関する事項
- (7) 文化部
 - ア 文化・芸能に関する事項

2 各組には組長を置き、各組の会員において選任する。

- (1) 任期は1年とし再任を妨げない。
- (2) 交替の場合は速やかに会長宛報告する。
- (3) 各組内の連絡
- (4) 回覧の配布
- (5) 会費の徴収
- (6) 町内会との連絡
- (7) 総会等の議決権のとりまとめ
- (8) 担当地区会員が死亡したときは、速やかに会長宛連絡する。

(会費)

第8条 本会は世帯を単位として、下記の会費を徴収し町内会の運営に充てる。

- (1) マンション、貸家等の所有者 (月額) 450 円
- (2) 自己所有建物居住者 (月額) 350 円
- (3) マンション等貸家居住者 (月額) 300 円
- (4) 賛助会員 (月額) 350 円

(慶弔金)

第9条 本会は、慶弔金をお渡しすることができ、役員会において決定する。

- (1) お渡しする対象は会員および会員の同居家族または同居していない打越町内会地域に居住する1親等の親族とする。
- (2) 死亡の場合 5,000 円とする。
- (3) 贈呈を受けた者は、返礼は一切行なわないものとする。
- (4) その他役員会で決定する。

(補助金)

第 10 条 関係団体に補助金を支給する。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 打守会 | 50,000 円 |
| (2) 子供会 | 40,000 円 |
| (3) お囃子会 | 30,000 円 |
| (4) 消防団第 20 分団 | 30,000 円 |
| (5) いぶきの会 | 30,000 円 |

(役員手当)

第 11 条 役員手当は、下記のとおりとする。ただし、兼務の時は、1つの役員手当とする。

- | | |
|---------|---------------|
| (1) 会長 | (年額) 50,000 円 |
| (2) 副会長 | (年額) 30,000 円 |
| (3) 部長 | (年額) 10,000 円 |
| (4) 会計 | (年額) 30,000 円 |
| (5) 監事 | (年額) 5,000 円 |

(公会堂使用料)

第 12 条 公会堂使用料は、別に定める打越公会堂管理運営規定別表のとおりとする。

(公会堂管理運営)

第 13 条 公会堂の管理運営にあたっては、打越公会堂管理運営規定に定めるとおりとする。

(細則の制定と改正)

第 14 条 細則の制定と改正は、役員会で承認後、総会の議決を経て行う。ただし、緊急性のある事案については役員会の議決をもって発効するものとする。

この場合、直後の総会において報告するものとする。

付則 この細則は平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付則 この細則は平成 23 年 4 月 24 日から実施する。

付則 この細則は平成 26 年 4 月 27 日から実施する。

付則 この細則は平成 28 年 4 月 24 日から実施する。

付則 この細則は平成 29 年 4 月 9 日から実施する。

付則 この細則は平成 30 年 4 月 9 日から実施する。

付則 この細則は令和 4 年 7 月 1 日から実施する。

付則 この細則は令和 6 年 5 月 1 日から実施する。